

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち
畜産・酪農生産力強化対策事業実施主体公募要領

制 定 平成 30 年 2 月 19 日付け 29 年度発中畜第 4774 号

第 1 総則

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち畜産・酪農生産力強化対策事業（家畜生産性向上対策事業を除く。以下、「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領の定めるところによる。

第 2 目的

我が国の畜産・酪農は、農家戸数や飼養頭数が減少しており、生産基盤の強化が喫緊の課題である。このような中で、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）の大筋合意や日 EU 経済連携協定（EPA）交渉の大枠合意がなされ、これを踏まえて策定された「総合的な TPP 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定）において、「強い農林水産業の構築」として、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るため、引き続き畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進することとされたところである。

本事業は、畜産・酪農の生産力強化を図るため、酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大、和牛繁殖経営における情報通信技術（ICT）等の新技術を活用した繁殖性向上、子牛損耗防止等の取組並びに種豚生産経営における新技術を活用した改良等により種豚の生産性の向上等を支援するものである。

第 3 事業実施主体の業務

本事業における事業実施主体の業務の内容は、別表に定めるところとする。

第 4 応募団体の要件

本事業への応募者（以下「応募団体」という。）は、日本国内に所在する民間団体等（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものをいう。）をいう。）であって、別表に定める応募団体の要件に該当するものとする。

第 5 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、別表に定める経費とする。

2 申請することができない経費

- (1) 本事業の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第6 補助率

補助率は、別表に定めるとおりとする。

第7 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち畜産・酪農生産力強化対策事業実施主体応募書」（別記様式）を作成し、必要部数を2の（1）の提出期間内に2の（2）の提出先に提出することとする。

2 応募方法

提出期間及び提出先（問合せ先）は、次のとおりとする。

（1）提出期間

平成30年2月19日（月）から3月12日（月）まで（必着）

（2）提出先・問合せ先

提出先：〒101-0021

東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階
公益社団法人中央畜産会管理部（企画調整） 宛て

問合せ先：同上

TEL：03-6206-0842

FAX：03-5289-0890

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前9時30分から午後6時00分まで（正午から午後1時までを除く。）受け付けるものとする。

（3）提出書類及び部数

ア 「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施主体応募書」 正副1部

イ 民間団体経歴（概要）、民間団体定款（又は規約）など応募団体の活動（新規に設立する応募団体にあつては、設立趣意書及び事業計画見込み）が分かる資料 1部

ウ 応募団体（新規に設立する応募団体にあつては、その構成員）の過去3年分の総会資料（財務諸表等の添付資料） 1部

を1つの封筒に入れ、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施主体応募書」と表に朱書きをして提出することとする。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分に配慮するものとする。

(4) 注意事項

- ア 応募書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）によることとし、やむを得ない場合には、持参も可とするが、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない。
- イ 応募書類を郵送する場合には、簡易書留、配達記録等、配達されたことを証明することができる方法によることとする。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着することとする。
- ウ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、応募書類に不備等がある場合には、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等がないように作成することとする。
- エ 応募書類の差替えは、原則として不可とする。
- オ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出することとする。

第8 事業実施主体の審査

1 審査の方法

事業実施主体の採択については、公益社団法人中央畜産会管理部（企画調整）担当（以下「企画調整担当」という。）において応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容等を審査するが、審査に当たっては、別に定める選定審査委員会において2の審査の観点に基づき実施するものとする。

具体的には、企画調整担当において、申請者から提出された応募書類の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、選定審査委員会の意見を踏まえ、それらの審査結果を基に優秀と認められる応募団体を選定し、採択する。

審査は非公開で行う。また、選定審査委員会の委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏えいしないこと、善良な管理者の注意義務をもって情報を管理すること等の秘密保持を遵守することが義務付けられている。

なお、審査の過程は応募団体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

2 審査の観点等

審査の項目及び観点は、次のとおりとする。

審査の項目	審査の観点
事業遂行体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業を遂行するために必要な体制（人員、事務処理体制及び管理体制）を有しているか。・ 事業を的確に遂行するために、団体代表者に十分な管理能力があるか。

事業対象に係る知見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施しようとする事業メニューに係る畜種に関する十分な知見を有しているか。
事業対象に係る業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産に係る事業について、事業の審査及び指導を行った経験を有しているか。
事業の審査能力の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業取組主体（事業参加者）に対する助成に関して、的確な審査（助成対象、事業実施計画の内容等）を行える能力を有しているか。
補助金管理体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程の整備及び適正な執行体制を有しているか。 ・ 決算時において借入金がない等、財務状況が健全な団体であるか。
交付決定取消の原因となる行為の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3か年に交付決定取消を受けていないか。

3 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、決定後速やかに応募団体に対して通知するものとする。また、農林水産省生産局畜産部畜産振興課に対しても報告するものとする。

審査結果の通知については、事業実施主体の候補者となった旨を通知するものであり、別途、必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われる。

採択された事業実施主体については、公益社団法人中央畜産会のホームページで公表する。

第9 事業の実施

本事業は、平成29年度補正予算の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領に従って行うものとする。

別記様式

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

住所
称号又は名称
応募者氏名 印

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち
畜産・酪農生産力強化対策事業実施主体応募書
(※〇〇〇〇)

- 1 事業を遂行するための体制について（事務処理体制等）
（事業を遂行するための人員、事務処理体制及び管理体制を有するかを記入すること）
- 2 実施しようとする事業メニューに係る畜種に関する知見について
- 3 実施しようとする事業メニューと同様の業務についての経験・実績について
（これまでに行った同様の業務経験等を記入すること）
- 4 事業の審査能力について
- 5 補助金の管理体制について
- 6 交付決定取消の原因となる行為の有無について

（注）記入する内容は、追加的に照会する必要がないよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること（枚数は問わない）。

※ 「酪農経営改善対策事業」、「繁殖性等向上対策事業」、「養豚競争力強化対策事業」の別を記入する。